

山口県報

令和7年
3月18日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林(山口市) (森林整備課) 一
公共工事の発注の見直し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を閲覧に供する方法(技術管理課) 一
岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課) 二
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課) 二
道路の位置の指定(建築指導課) 三
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課) 三
○公告
国土調査の成果の認証(政策企画課) 三
公共測量の実施(五件)(監理課) 四
○教委公告
公募型プロポーザル方式に係る手続の開始 五
○議会規程
政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程 六
政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程 六
山口県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程 七



山口県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市阿東地福上字中深山一六七六の二
- 二 指定の目的
水源の涵養かん
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十五号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号。以下「政令」という。)第五条第二項第二号及び第七条第四項の公共工事の発注の見直し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を閲覧に供する方法を次のように定め、令和七年四月一日から施行する。

公共工事の発注の見直し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧の方法に関する告示(平成十三年山口県告示第二百九十六号)は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 政令第五条第一項及び第五項に規定する事項
次に掲げるいずれかの方法
- (一) 山口県入札情報サービス (<https://ppi.pref.yamaguchi.lg.jp/PPIAcceptor/MainServlet?Error=&Message=>) に掲載する方法
- (二) 発注に係る公共工事の入札に関する事務を行う本庁(山口県教育庁の本庁、山口

県警察本部及び山口県企業局の本局を含む。以下同じ。)の各課又は各出先機関のホームページに掲載し、かつ、山口県総務部学事文書課情報公開センターに閲覧所を設置する方法

(三) 発注に係る公共工事の入札に関する事務を行う本庁の各課又は各出先機関に閲覧所を設置し、かつ、山口県総務部学事文書課情報公開センターに閲覧所を設置する方法

二 政令第七条第一項第一号及び第二号に規定する事項

山口県入札情報サービス (https://ppi.pref.yamaguchi.jp/PPI/accepter/MainService?Error=&Message=) に掲載する方法

三 政令第七条第一項第三号に規定する事項

山口県土木建築部技術管理課のホームページ (https://www.pref.yamaguchi.jp/sohiki/127/23406.html) に掲載する方法

四 政令第七条第二項及び第三項に規定する事項

次に掲げるいずれかの方法

(一) 山口県入札情報サービス (https://ppi.pref.yamaguchi.jp/PPI/accepter/MainService?Error=&Message=) に掲載する方法

(二) 発注に係る公共工事の入札に関する事務を行う本庁の各課又は各出先機関のホームページに掲載する方法

(三) 発注に係る公共工事の入札に関する事務を行う本庁の各課又は各出先機関に閲覧所を設置する方法

山口県告示第九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称
和木町

二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画下水道事業和木町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年五月十三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

玖珂郡和木町和木一丁目、和木二丁目、和木三丁目、和木四丁目、和木五丁目、和木六丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、関ヶ浜一丁目、関ヶ浜二丁目及び大字瀬田

山口県告示第九十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成二年山口県告示第三百七十号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

宇都の原(2)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字名 (町名)	字	地番	標柱番号
玖珂郡	和木町	関ヶ浜一丁目	二子松	七八五の二地先	一号
〃	〃	〃	宇都原	五三四二	二号
〃	〃	〃	宇都原	七二九の一	三号
〃	〃	〃	宇都の原	五三〇八の一	四号
〃	〃	〃	〃	三〇四の一	五号
〃	〃	〃	〃	二九八の一	六号
〃	〃	〃	〃	二九八の一	七号
〃	〃	〃	〃	二九一の一	八号
〃	〃	〃	疫神原	五二八三の一	九号
〃	〃	関ヶ浜一丁目	〃	二七八の六	十号
〃	〃	〃	〃	二七八の一	十一号
〃	〃	〃	〃	二九二の四	十二号
〃	〃	〃	〃	二九七の一	十三号
〃	〃	〃	〃	六五七の一	十四号

(五六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
山口市嘉川、佐山、陶及び仁保中郷
- 三 作業の期間
令和六年十月二日から令和七年三月三十一日まで

- 一 作業の種類
公共測量(路線測量)

- 二 作業の地域
防府市大字奈美
- 三 作業の期間
令和七年二月十四日から同年七月三十一日まで

(五七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量、水準測量及び現地測量)
- 二 作業の地域
下関市王喜宇津井三丁目、王喜本町一丁目、王喜本町六丁目、松屋上町二丁目、松

屋上町三丁目、松屋本町五丁目及び大字松屋

- 三 作業の期間
令和六年十月十一日から令和七年三月三十一日まで

一 作業の種類

- 公共測量(基準点測量、現地測量及び路線測量)
- 二 作業の地域
下関市大字内日上
- 三 作業の期間
令和七年一月十五日から同年三月三十一日まで

(五八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
萩市大字下田万
- 三 作業の期間
令和六年十一月二十日から令和七年三月三十一日まで

(五九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
山口市徳地伊賀地及び防府市大字佐野
- 三 作業の期間
令和六年十二月十三日から令和七年二月二十日まで

(六〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量、水準測量及び河川定期縦横断測量)
- 二 作業の地域
山口市及び防府市
- 三 作業の期間
令和七年一月七日から同年二月二十八日まで



公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 業務の概要

- (一) 業務名
山口県立学校ICT支援員派遣業務
- (二) 業務内容
応募要項及び仕様書による。
- (三) 契約期間
令和七年五月一日から令和八年三月三十一日まで
- 二 参加資格
 - (一) この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (三) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) この手続の開始の日から令和七年四月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 手続等
 - (一) 応募要項の配布
令和七年三月十八日午前九時から同年四月二十一日午後五時まで、山口県教育庁教育情報化推進室のホームページの「山口県立学校ICT支援員派遣業務に係る公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。
 - (二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限
 - 1 提出方法
持参し、又は山口県教育庁教育情報化推進室へ事前に連絡のうえ、郵送し、若しくは電子メールにより提出すること。
 - 2 提出先
山口県教育庁教育情報化推進室
 - 3 受領期限
令和七年四月十四日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は山口県教育庁教育情報化推進室へ事前に連絡のうえ郵送する。

2 提出先

山口県教育庁教育情報化推進室

3 受領期限

令和七年四月二十一日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和七年四月下旬に行う。

山本 毅

林 弘一郎

中野 聡

岡崎 浩一

杉原 宏之

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者にあつては、令和七年四月二十八日までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和七年四月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三―三九一五)に申請書を提出すること。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 詳細については、山口県教育庁教育情報化推進室(電話〇八三一九三三三―四四九三)に問い合わせること。

五 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Dispatching ICT support staff to Yamaguchi prefectural schools

(2) Deadline to express interests : 5:00 P.M. April 14, 2025

(3) Deadline to submit proposals : 5:00 P.M. April 21, 2025

(4) Delivery Place : The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Information Promotion Office, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4493)



山口県議会規程第一号

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成七年山口県議会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規程は、令和七年三月十八日から施行する。

山口県議会規程第二号

政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成十三年山口県議会規程第二号)の一部

を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規程は、令和七年三月十八日から施行する。

山口県議会規程第二号

山口県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

山口県議会個人情報保護条例施行規程（令和五年山口県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第六条第八項第一号中「その他」を「又は」に改める。

第九条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規程は、令和七年三月十八日から施行する。ただし、第二条第十号の改正規定は、同月二十四日から施行する。

令和七年三月十八日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁